

特記仕様書

工事名称 久井中学校体育倉庫解体工事

工事場所 三原市久井町下津

工事内容 体育倉庫1、体育倉庫2において土間残置の上、躯体上部を解体する。

[工事概要]

(1) 体育倉庫1

- ・コンクリートブロック造 平屋建て
- ・床面積 197m²
- ・土間残置

(2) 体育倉庫2

- ・コンクリートブロック造 平屋建て
- ・床面積 10m²
- ・土間残置

準 則 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書(各 最新版 国土交通省官房官庁監修)に基づき施工する。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・消防法、同施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設業法、同施行令、同施行規則
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・石綿障害予防規則
- ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壤汚染対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。

本設計図書と不整合が確認されて設計変更(増額)が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。

商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

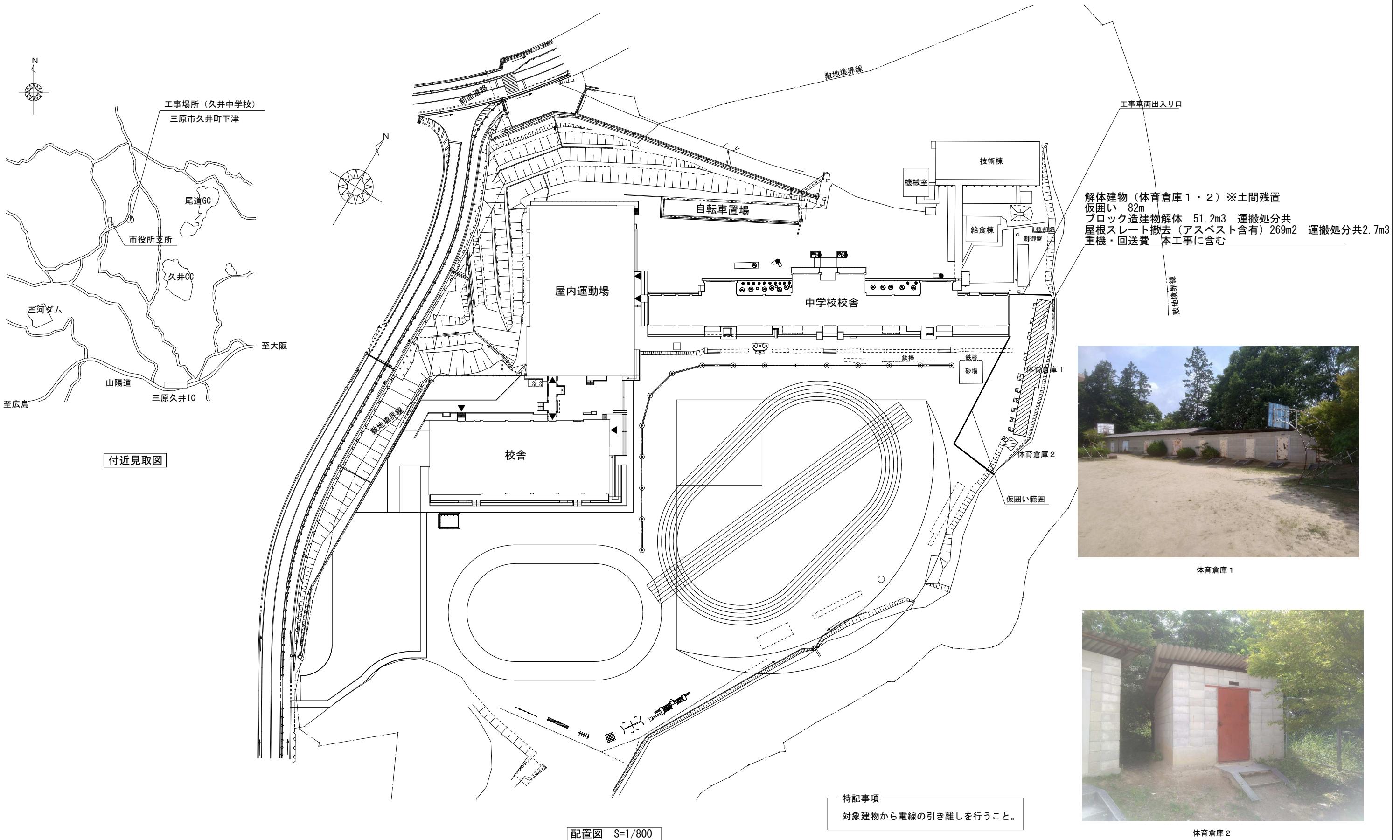
設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和8年3月31日をもって工期とする。

このうち検査期間として4日間を見込んでいる。(工事の完成通知予定日は令和8年3月27日。)

留意事項

- ・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
- ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・本工事は、週休2日適用工事等の対象工事ではない。
- ・著しい騒音・振動等の発生が予想される作業については、施設の使用時間为了避免するなど配慮して作業をするよう計画すること。また、施設使用者の動線作業についても配慮すること。
- ・騒音・振動等の発生が予想される作業を含めた工事全般について、学校と協議の上でなるべく児童・生徒等に配慮した作業計画すること。授業時間等に十分配慮して作業すること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、現状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・敷地境界付近には仮囲いを設置すること。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・重機が転倒しないように事前検討を行い、安全に作業を行うこと。
- ・「①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの」、「②建築物を改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの」、「③工作物を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの」については、事前調査結果を労働基準監督署及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課に石綿等に関する事項を報告すること。
- ・石綿含有建材の調査（書面・目視調査、分析調査調査及び検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-211

課長	係長	設計	校閲	日付		備考

久井中学校体育倉庫解体工事

図面名称	付近見取図・配置図	縮尺	N. S. 1/800	図面番号	A-1
------	-----------	----	----------------	------	-----

参考数量書

工事名称 久井中学校体育倉庫解体工事

工事場所 三原市久井町下津

[工事概要]

用途、構造、面積	体育倉庫1 コンクリートブロック造平屋建て 床面積197m ² 体育倉庫2 コンクリートブロック造平屋建て 床面積10m ²
工事範囲	解体工事一式
別途発注工事	無し
工期	契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月31日
一般事項	

《工事予算内訳》 合計金額

〈内訳〉

区分	金額	概要
設計金額		
消費税額		
合計金額		

工事費内訳

名 称	数 量	单 位	金 領	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

工事種別内訳

建築工事 種目別内訳

建築工事 科目別内訳

久井中学校

建築工事 細目別内訳

久井中学校 体育倉庫解体工事						
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 頓	備 考
躯体解体	地上からの解体 圧碎機主体	51.2	m ³			
スレート撤去	アスベスト含有見込み	269	m ²			
発生材運搬	ダンプ トラック 10t積級 バックホウ0.45m ³ 無筋コンクリート類	51.2	m ³			
発生材運搬	ダンプ トラック 2t積級 人力積込 石こうボード類	2.7	m ³			
コンクリート類 集積、積込み	機 械	51.2	m ³			
発生材積込み	ボート・木材類 人力	2.7	m ³			
発生材処分費	コンクリート類	75.8	t			
発生材処分費	アスベスト類	2.7	m ³			
重機代	リース機械共	1	式			
重機回送費		1	式			
計						

共通仮設費(積上) 明細